

東久留米市地域資源 PR マスコットキャラクター「湧水の妖精 るるめちゃん」
イラスト使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東久留米市地域資源 PR マスコットキャラクター「湧水の妖精 るるめちゃん」のイラスト（以下「イラスト」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第2条 イラストの使用を希望する者（以下「申請者」という。）は、あらかじめイラスト使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、産業政策課長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請を省略できるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (3) 報道関係機関以外（機関紙や地域広報紙など）で、産業政策課長が、その使用目的を前号に準ずるものと認めた場合
- (4) その他産業政策課長が別に定めた場合

(添付資料)

第3条 産業政策課長は、前条に定めるイラスト使用承認申請書の他に、申請者に次の書類等の提出を求めることができる。

- (1) 商品デザインシート（商品の名称、使用目的、使用対象物件、使用期間及び作成数を記入したもの。）
- (2) 物件の完成見本（ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出を持って代えることができる。）
- (3) 企業・団体などの概要がわかる書類（事業概要書または事業概要を紹介したパンフレット）

(使用の承認)

第4条 産業政策課長は、前条の申請書の提出があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、イラストの使用を承認する。この場合において、産業政策課長が必要と認めるときは、条件を付すことができる。

- (1) 東久留米市の地域資源の PR という趣旨に反する恐れがある場合
- (2) 東久留米市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなる恐れがある場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用される恐れのある場合
- (4) 特定の個人又は団体の売名に利用される恐れのある場合
- (5) 不当な利益を得るために利用される恐れのある場合
- (6) 東久留米市の事業又は東久留米市が認めた関連事業を推進する上で支障となる恐れが

ある場合

(7) キャラクターを正しい使用方法に従って使用しない恐れがある場合

(8) 法令や公序良俗に反する恐れがある場合

(9) その他、承認することが不相当と認められる場合

2 前項の承認は、イラスト使用承認書（様式第2号）をもって行い、不承認は、イラスト使用不承認書（様式第3号）をもって行う。

（使用料）

第5条 イラストの使用料は当分の間無料とする。

（遵守事項）

第6条 申請者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された用途のみに使用し、産業政策課長の指示する使用条件に従うこと。

(2) 使用にあたっては、第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(3) デザインガイドラインに定められた色、形等を正しく使用すること。

(4) 使用に際しては個別の企業等のキャラクターと誤認されないように使用すること。

(5) 製造物の場合、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示を併記すること。

【例】『弊社は、東久留米市市民部産業政策課の許可を受け、「湧水の妖精 るるめちゃん」のイラストを使用しております。許可者の東久留米市市民部産業政策課は、製造者ではなく、本商品に何らかの責任を負うものではありません。』

(6) その他、産業政策課長が特に付した条件に従って使用すること。

（承認内容の変更）

第7条 第4条第1項により承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめイラスト使用承認変更申請書（様式第4号）を産業政策課長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の場合においては、第2条から第6条までを準用する。

（使用承認の取消）

第8条 産業政策課長は、イラストの使用がこの要領及び承認内容に違反していると認められるときは、イラスト使用承認取消通知書（様式第5号）により当該承認を取り消し、当該承認に係る物件の回収を命ずることができる。

2 前項の規定により承認を取り消された者は、当該承認に係る物件を使用してはならない。

3 第1項の規定により当該承認に係る物件の回収を命ぜられた者は、速やかに当該承認に係る物件を回収しなければならない。

（市の免責）

第9条 イラストの使用及び前条第1項の使用承認の取消により申請者が被った被害及び損害に対しては、市は一切その責を負わない。

（補則）

第10条 この要領に定めるもののほか、イラストの使用について必要な事項は、産業政策課長が別に定める。

付 則

この要領は、平成24年4月1日より施行する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日より施行する。

付 則

この要領は、令和4年9月30日より施行する。